

② 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業業務方法書実施細則の一部改正について

〈改正理由及び内容〉

国の「野菜価格安定対策事業の推進について（令和5年4月25日付け4農産第4453-1農林水産省農産局長通知）」の改正に対応するため、関係する条文を改める。

- ・従前の「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート」の名称変更に係る条文の修正
- ・相当規模生産者がGAP認証を取得している場合、チェックシートの提出を省略できることに関する条文の追加

新

特定野菜等供給産地育成価格差補給事業業務方法書実施細則（案）

第1条～第5条（略）

（環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック））

第6条 共同出荷組織等は、野菜価格安定対策事業の推進について（令和5年4月25日付け4農産第4453号-1農林水産省農産局長通知）第3の規定に基づき、同一事業年度に交付申込を行う対象野菜全体に係る「環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）チェックシート」（以下「チェックシート」という。）に記載された各取組の実施についてチェックすることとし、交付申込時、交付申込書へ添付し協会へ提出するものとする。

ただし、チェックシートを提出する者のうち、GAP認証を取得している相当規模生産者は、みどりの食料システム戦略の趣旨を理解した上で、野菜を含む分野を対象とするGAP認証書等の写しを提出することによりチェックシートの提出を省略することができる。対象となるGAP認証は、以下のとおりとする。

- ・ JGAP
- ・ ASIAGAP
- ・ GLOBALG. A. P.

附 則

（令和8年6月15日付け園芸第137号）

1 この実施細則は、山形県知事の承認を受けた日から施行し、令和8年5月1日から適用する。

旧

特定野菜等供給産地育成価格差補給事業業務方法書実施細則

第1条～第5条 (略)

(環境負荷低減のクロスコンプライアンス)

第6条 共同出荷組織等は、野菜価格安定対策事業の推進について（令和5年4月25日付け4農産第4453号-1農林水産省農産局長通知）第3の規定に基づき、同一事業年度に交付申込を行う対象野菜全体に係る「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート」に記載された各取組の実施についてチェックすることとし、交付申込時、交付申込書へ添付し協会へ提出するものとする。